

伊賀市勤労者福祉会館運営委員会委員名簿

(平成30年4月1日現在)

選 出 団 体 名	氏 名	所 属	備 考
労働者を代表する者			
1	連合三重伊賀地域協議会	杉本 博之	連合三重伊賀地域協議会
2	伊賀地区労働者福祉協議会	麻田 道典	三重県職労伊賀支部
3	伊賀地区労センター	山崎 幸司	三教組伊賀高支部
4	伊賀市職員労働組合	馬場 俊行	市 職 労
5	〃	五百田 佳子	市 職 労
6	伊賀市職員労働組合 女性部	平松 直美	市 職 労
7	上野商工会議所	森岡 美代子	上野商工会議所
公益を代表する者			
8	伊賀市産業振興部長	服部 智秀	

○伊賀市行政財産目的外使用料条例

伊賀市行政財産目的外使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、同法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の目的外使用（以下「行政財産の目的外使用」という。）に対する使用料について、法令又は他の条例に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 行政財産の目的外使用の使用料（以下「使用料」という。）の年額は、別表に定めるところにより算出した額とする。

2 前項の使用料とは別に、行政財産の使用許可に伴い許可する財産に附帯する電気、水道及びガス料金その他必要な経費について、その実費相当分を前項の使用料と併せて徴収することができる。

3 第1項の規定により使用料の額を算定する場合において、使用期間に1年未満の端数があるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 当該期間の開始する日の属する月から当該期間の満了する日の属する月までの使用料 月割りをもって算出した額

(2) 使用を開始する日が月の初日でない場合又は使用を終了する日が月の末日でない場合における当該月の使用料 日割りをもって算出した額

4 特別の事情その他の理由によって第1項により使用料の額を算定することが著しく不適當又は困難と市長が認めるときは、市長がその都度定める額とする。

(使用料の徴収)

第3条 行政財産の目的外使用の許可を受けた者は、市長が指定する期日までに、使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、分割して納付することができる。

(使用料の還付)

第4条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、当該財産が使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が、使用開始日前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合であつて、市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が還付することに相当の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に有償で行政財産の目的外使用を許可している場合の使用料は、この条例によって徴収される使用料とみなし、無償で行政財産の目的外使用を許可している場合に使用期間が定められているときはその期間、使用期間の定めのないときは、この条例の施行の日から1年間、第5条の規定により使用料を免除したものとみなす。

別表 (第2条関係)

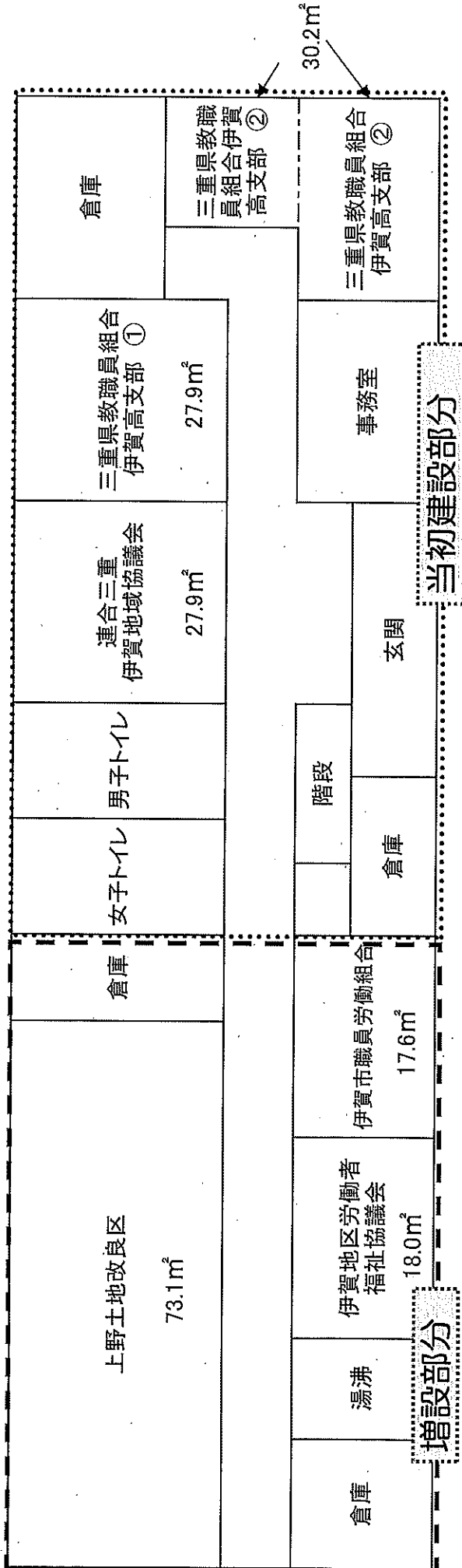
区分	使用料
土地の年額使用料	1 平方メートル当たりの土地の適正な評価額×使用許可面積×4/100

建物の年額使用料	1 平方メートル当たりの建物の適正な評価額×使用許可面積×4/100+当該建物の建築面積に相当する土地の年額使用料×使用許可面積/当該建物の延べ床面積
道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる工作物を設ける場合の年額使用料	伊賀市道路占用料条例（平成16年伊賀市条例第202号）第2条の規定により計算した額

備考

- 1 適正な評価額とは、規則で定める公有財産台帳に記載されている評価額をいう。
- 2 使用料の算定において、100円未満の端数が生じたときは、100円とする。

伊賀市勤労者福祉会館 1階平面図



増設部分	当初建設部分	増設部分	備考
建築年	昭和45年	昭和58年	
構造	鉄筋コンクリート造2階	鉄骨造2階	
建物床面積	452.88㎡	339.4㎡	合計: 792.28㎡
建築面積(1階床面積)	216.0㎡	169.7㎡	合計: 385.7㎡
建物の評価額	6,521,473円		建物台帳より
1平方メートル当たりの土地の評価額	12,497円		土地台帳より

平成30年度 伊賀市勤労者福祉会館 運営経費等決算見込

伊賀地区勤労者福祉協議会 予算
(円単位)

収入の部

科目	内訳	平成30年度 予算額	平成30年度 決算見込額	増減	備考
指定管理業務		5,218,000	5,218,000		
委託料	指定管理業務委託料	5,218,000	5,218,000		
雑収入		1,000	3,152	2,152	
雑収入	雑収入	1,000	3,152		普通預金利息
繰入金		0	0		
繰入金	繰入金	0	0		
計		5,219,000	5,221,152	2,152	

支出の部

科目	内訳	平成30年度 予算額	平成30年度 決算見込額	増減	備考
人件費	給料	2,500,000	2,441,658	-58,342	施設管理人2名(社保含む)
事務費	事務費	135,000	122,316	-12,684	
	事務費	73,000	72,316	-684	コピーリース
	消耗費	62,000	50,000	-12,000	事務用品
管理費		2,584,000	2,657,178	73,178	
	消耗費	70,000	57,880	-12,120	会館管理、清掃用品等
	光熱水費	1,165,000	1,203,562	38,562	ガス、水道、電気
	通信運搬費	65,000	33,300	-31,700	電話FAX代
	手数料	10,000	8,864	-1,136	浄化槽検査、振込手数料
	委託料	1,252,000	1,333,402	81,402	電気安全管理、清掃委託 浄化槽点検及び清掃、整備 消防設備点検、モップレンタル ハウスクリーニング、除草及び雑草管理、その他
	使用料及び賃借料	22,000	20,170	-1,830	ケーブルTV、NHK受信料
計		5,219,000	5,221,152	2,152	

H30年度使用状況より

各団体が個別で支払っている電気料(見込)

電気料金	金額
4月	8,877
5月	9,217
6月	7,568
7月	10,329
8月	9,427
9月	7,524
10月	7,975
11月	9,240
12月	10,934
1月	17,182
2月	15,607
3月(前年)	12,221
③	125,101

3月は前年度実績を見込額とした。
年間の各団体が支払う電気料の見込を出す。

必要経費等算定のために必要な年間総使用料(指定管理料)の計算方法
勤労者福祉会館からこの見込の表を提出してもらう。

この表の管理費から使用料及び賃借料(事務所設置のケーブルTV、NHK受信料)を差し引く

$$\frac{2,657,178}{20,170} = 2,637,008$$

①

さらに、別シートの各団体が個別で支払っている電気料(見込)を差し引く。

$$2,637,008 - \frac{125,101}{20,170} = 2,511,907$$

②

次に、1階床面積按分をして、施設の年間総使用料を算出する。

$$2,511,907 \times 385.7 \div 1,222,854 = 792.28$$

1階面積 全体面積 年間総使用料(指定管理料)

建物の使用料算定表

入力箇所

施設名 伊賀市勤労者福祉会館

相手方 伊賀地区労働者福祉協議会

建物床面積 792.28 m² 使用許可面積 18.00 m²

1 建物の年間使用料＜算定式＞

$$\frac{1 \text{ m}^2 \text{あたりの建物の適正な評価額}}{\text{建物の評価額}} \times \frac{\text{建物床面積 (m}^2\text{)}}{792.28} \times \text{使用許可面積 (m}^2\text{)} \times \frac{4}{100} = \text{使用料 (円/年)}$$

$$\frac{6,521,473}{792.28} \times 18.00 \times 0.04 = 5,927$$

2 土地の年間使用料＜算定式＞

$$\frac{1 \text{ m}^2 \text{あたりの土地の適正な評価額}}{\text{建築面積 (m}^2\text{)}} \times \frac{4}{100} \times \text{使用許可面積 (m}^2\text{)} \div \text{延べ床面積 (m}^2\text{)} = \text{使用料 (円/年)}$$

$$\frac{12,497}{385.70} \times 0.04 \times 18.00 \div 792.28 = 4,380$$

建物分

◎ 5,927

土地分

+ 4,380

= 10,307

100円未満切り上げ
使用料 (円/年)

∴ 10,400

必要経費等算定表

1 事務室等<算定式> 施設の年間総使用料 × 使用許可面積 / 施設の総面積

施設の総面積 792.28 m² 使用許可面積 18 m²

	電気	ガス	水道	下水道	燃料	維持管理委託料	指定管理料	その他	合計
施設の年間総使用料	0	0	0	0	0	0	1222854	0	1222854
実使用料金	0	0	0	0	0	0	27782.31433	0	27782.31433

必要経費等 27,782 円

建物の使用料算定表

入力箇所

施設名 伊賀市勤労者福祉会館

相手方 三重県教職員組合伊賀高支部①

建物床面積 792.28 m² 使用許可面積 27.90 m²

1 建物の年間使用料＜算定式＞

$$\frac{\text{1m}^2\text{あたりの建物の適正な評価額}}{\text{建物の評価額}} \times \frac{\text{建物床面積 (m}^2\text{)}}{\text{使用許可面積 (m}^2\text{)}} \times \frac{4}{100} = \text{使用料 (円/年)}$$

$$\frac{6,521,473}{792.28} \times 27.90 \times 0.04 = 9,186$$

2 土地の年間使用料＜算定式＞

$$\frac{\text{1m}^2\text{あたりの土地の適正な評価額}}{\text{建築面積 (m}^2\text{)}} \times \frac{4}{100} \times \frac{\text{使用許可面積 (m}^2\text{)}}{\text{延べ床面積 (m}^2\text{)}} = \text{使用料 (円/年)}$$

$$12,497 \times 385.70 \times 0.04 \times 27.90 \div 792.28 = 6,790$$

建物分

◎ 9,186

土地分

+ 6,790

= 15,976

100円未満切りの上げ
使用料 (円/年)

∴ 16,000

必要経費等算定表

1 事務室等<算定式> 施設の年間総使用料 × 使用許可面積 / 施設の総面積

施設の総面積 792.28 m² 使用許可面積 27.9 m²

	電気	ガス	水道	下水道	燃料	維持管理委託料	指定管理料	その他	合計
施設の年間総使用料	0	0	0	0	0	0	1,222,854	0	1,222,854
実使用料金	0	0	0	0	0	0	43062.58722	0	43062.58722

必要経費等 [43,063] 円

建物の使用料算定表

入力箇所

施設名 伊賀市勤労者福祉会館

相手方 三重県教職員組合伊賀高支部②

建物床面積 792.28 m² 使用許可面積 30.20 m²

1 建物の年間使用料<算定式>

$$\frac{\text{1mあたりの建物の適正な評価額}}{\text{建物の評価額}} \times \frac{\text{建物床面積 (m}^2\text{)}}{\text{建物床面積 (m}^2\text{)}} \times \text{使用許可面積 (m}^2\text{)} \times \frac{4}{100} = \text{使用料 (円/年)}$$

$$\frac{6,521,473}{792.28} \times 30.20 \times 0.04 = 9,943$$

2 土地の年間使用料<算定式>

$$\frac{\text{1mあたりの土地の適正な評価額}}{\text{建築面積 (m}^2\text{)}} \times \frac{4}{100} \times \text{使用許可面積 (m}^2\text{)} \div \text{延べ床面積 (m}^2\text{)} = \text{使用料 (円/年)}$$

$$12,497 \times 385.70 \times 0.04 \times 30.20 \div 792.28 = 7,349$$

◎	9,943	+	7,349	=	17,293
	建物分		土地分		

100円未満切り上げ
使用料 (円/年)

∴ 17,300

必要経費等算定表

1 事務室等<算定式> 施設の年間総使用料 × 使用許可面積 / 施設の総面積

施設の総面積 792.28 m² 使用許可面積 30.2 m²

	電気	ガス	水道	下水道	燃料	維持管理委託料	指定管理料	その他	合計
施設の年間総使用料	0	0	0	0	0	0	1,222,854	0	1222854
実使用料金	0	0	0	0	0	0	46612.5496	0	46612.5496

必要経費等

46,613 円

建物の使用料算定表

□ 入力箇所

施設名 伊賀市勤労者福祉会館

相手方 連合三重伊賀地域協議会

建物床面積 792.28 m² 使用許可面積 27.90 m²

1 建物の年間使用料＜算定式＞

$$\frac{\text{1mあたりの建物の適正な評価額}}{\text{建物の評価額}} \times \frac{\text{建物床面積 (m}^2\text{)}}{\text{使用許可面積 (m}^2\text{)}} \times \frac{4}{100} = \text{使用料 (円/年)}$$

$$\frac{6,521,473}{792.28} \times 27.90 \times 0.04 = 9,186$$

2 土地の年間使用料＜算定式＞

$$\frac{\text{1mあたりの土地の適正な評価額}}{\text{建築面積 (m}^2\text{)}} \times \frac{4}{100} \times \frac{\text{使用許可面積 (m}^2\text{)}}{\text{延べ床面積 (m}^2\text{)}} = \text{使用料 (円/年)}$$

$$\frac{12,497}{385.70} \times 27.90 \div 792.28 = 6,790$$

建物分

◎ 9,186

土地分

+ 6,790

=

15,976

100円未満切り上げ
使用料 (円/年)

∴ 16,000

必要経費等算定表

1 事務室等<算定式> 施設の年間総使用料 × 使用許可面積 / 施設の総面積

施設の総面積 792.28 m² 使用許可面積 27.9 m²

	電気	ガス	水道	下水道	燃料	維持管理委託料	指定管理料	その他	合計
施設の年間総使用料	0	0	0	0	0	0	1222854	0	1222854
実使用料金	0	0	0	0	0	0	43062.58722	0	43062.58722

必要経費等 [43,063] 円

建物の使用料算定表

入力箇所

施設名 伊賀市勤労者福祉会館

相手方 伊賀市職員労働組合

建物床面積 792.28 m² 使用許可面積 17.60 m²

1 建物の年間使用料<算定式>

$$\frac{1\text{mあたりの建物の適正な評価額}}{\text{建物の評価額}} \div \frac{\text{建物床面積 (m}^2\text{)}}{792.28} \times \text{使用許可面積 (m}^2\text{)} \times \frac{4}{100} = \text{使用料 (円/年)}$$

$$\frac{6,521,473}{792.28} \div 17.60 \times 0.04 = 5,795$$

2 土地の年間使用料<算定式>

$$\frac{1\text{mあたりの土地の適正な評価額}}{\text{建築面積 (m}^2\text{)}} \times \frac{4}{100} \times \text{使用許可面積 (m}^2\text{)} \div \text{延べ床面積 (m}^2\text{)} = \text{使用料 (円/年)}$$

$$\frac{12,497}{385.70} \times 0.04 \times 17.60 \div 792.28 = 4,283$$

建物分

◎ 5,795

土地分

4,283

=

10,078

100円未満切りの上げ
使用料 (円/年)

∴ 10,100

必要経費等算定表

1 事務室等<算定式> 施設の年間総使用料 × 使用許可面積 / 施設の総面積

施設の総面積 792.28 m² 使用許可面積 17.6 m²

	電気	ガス	水道	下水道	燃料	維持管理委託料	指定管理料	その他	合計
施設の年間総使用料	0	0	0	0	0	0	1222854	0	1222854
実使用料金	0	0	0	0	0	0	27164.92957	0	27164.92957

必要経費等 [27,165] 円

建物の使用料算定表

入力箇所

施設名 伊賀市勤労者福祉会館

相手方 上野土地改良区

建物床面積 792.28 m² 使用許可面積 73.10 m²

1 建物の年間使用料<算定式>

$$\frac{\text{1mあたりの建物の適正な評価額}}{\text{建物の評価額}} \times \frac{\text{建物床面積 (m}^2\text{)}}{\text{使用許可面積 (m}^2\text{)}} \times \frac{4}{100} = \text{使用料 (円/年)}$$

6,521,473	÷	792.28	×	0.04	=	24,068
-----------	---	--------	---	------	---	--------

2 土地の年間使用料<算定式>

$$\frac{\text{1mあたりの土地の適正な評価額}}{\text{建築面積 (m}^2\text{)}} \times \frac{4}{100} \times \frac{\text{使用許可面積 (m}^2\text{)}}{\text{延べ床面積 (m}^2\text{)}} = \text{使用料 (円/年)}$$

12,497	×	385.70	×	0.04	×	73.10	÷	792.28	=	17,789
--------	---	--------	---	------	---	-------	---	--------	---	--------

建物分

◎ 24,068

土地分

+ 17,789

= 41,857

100円未満切り上げ
使用料 (円/年)

∴ 41,900

必要経費等算定表

1 事務室等<算定式> 施設の年間総使用料 × 使用許可面積 / 施設の総面積

施設の総面積 792.28 m² 使用許可面積 73.1 m²

	電気	ガス	水道	下水道	燃料	維持管理委託料	指定管理料	その他	合計
施設の年間総使用料	0	0	0	0	0	0	1222854	0	1222854
実使用料金	0	0	0	0	0	0	112827.0654	0	112827.0654

必要経費等

112,827

円

【平成31年度】伊賀市勤労者福祉会館貸室団体一覧

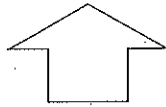
上野土地改良区 73.1㎡		倉庫	女子トイレ	男子トイレ	連合三重 伊賀地域協議会 27.9㎡	三重県教職員組合 伊賀高支部 ① 27.9㎡	倉庫
倉庫	湯沸	伊賀地区労働者 福祉協議会 18.0㎡	階段		三重県教職員組合 伊賀高支部 ② 12.2㎡		倉庫
		伊賀市職員労働組合 17.6㎡	倉庫	玄関	三重県教職員組合 伊賀高支部 ② 18.0㎡		
							30.2㎡

NO	団体名	貸室面積	年間貸室料	必要経費	合計
1	伊賀地区労働者福祉協議会	18.0㎡	10,400円	27,782円	38,182円
2	三重県教職員組合伊賀高支部①	27.9㎡	16,000円	43,063円	59,063円
3	三重県教職員組合伊賀高支部②	30.2㎡(18.0㎡及び12.2㎡)	17,300円	46,613円	63,913円
4	連合三重伊賀地域協議会	27.9㎡	16,000円	43,063円	59,063円
5	伊賀市職員労働組合	17.6㎡	10,100円	27,165円	37,265円
7	上野土地改良区	73.1㎡	41,900円	112,827円	154,727円
	合計	194.7㎡	111,700円	300,513円	412,213円

対比表

【平成28年度～平成30年度】

NO	団体名	貸室面積	年間賃料	必要経費	合計
1	伊賀地区労働者福祉協議会	18.0㎡	14,600円	25,685円	40,285円
2	三重県教職員組合伊賀高支部①	27.9㎡	22,600円	39,812円	62,412円
3	三重県教職員組合伊賀高支部②	30.2㎡(18.0㎡及び12.2㎡)	24,400円	43,094円	67,494円
4	連合三重伊賀地域協議会	27.9㎡	22,600円	39,812円	62,412円
5	伊賀市職員労働組合	17.6㎡	14,300円	25,115円	39,415円
6	上野土地改良区	73.1㎡	59,100円	104,311円	163,411円
	合計	194.7㎡	157,600円	277,829円	435,429円



【平成31年度】

年間賃料	必要経費	合計	増減
10,400円	27,782円	38,182円	-2,103円
16,000円	43,063円	59,063円	-3,349円
17,300円	46,613円	63,913円	-3,581円
16,000円	43,063円	59,063円	-3,349円
10,100円	27,165円	37,265円	-2,150円
41,900円	112,827円	154,727円	-8,684円
111,700円	300,513円	412,213円	-23,216円

○伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例

平成16年11月1日条例第172号

改正

平成17年9月28日条例第85号

平成19年12月26日条例第68号

平成20年3月26日条例第5号

平成22年3月30日条例第2号

平成22年12月28日条例第35号

平成24年3月1日条例第5号

平成25年3月14日条例第4号

平成27年12月25日条例第56号

伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 労働者の福利増進及び市民の文化向上に寄与するため、その施設として勤労者福祉会館（以下「会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀市勤労者福祉会館

位置 伊賀市上野丸之内182番地3

(管理)

第3条 会館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(休館日)

第4条 会館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用時間)

第5条 会館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理

者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、使用料を減免し、又は後納させることができる。

2 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 非常災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。

(2) 使用者が、使用開始日前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合であって、市長がこれについて相当の理由があると認めたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が還付することに相当の理由があると認めるとき。

3 市長は、労働関係団体等に別表に規定する室以外の会館の一部を1年を限度として継続使用させることができる。この場合の使用料は、市長が別に定める。

4 備品等の貸付料は、市長の定めるところによる。

(使用の許可)

第7条 会館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用方法)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

2 使用者が会館の使用に当たり、特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用の不許可又は取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当するとき、指定管理者は、使用を許可しない。

(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。

- (2) 建物又は器具を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公安を害し、又は騒じょうを起こすおそれがあると認めるとき。
- (4) その他指定管理者において不相当と認めるとき。

2 既に許可をしたものについては、前項各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すものとする。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用を終えたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 建物又は器具を滅失し、若しくは損傷したときは、何人の行為であることを問わず、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会館の利用許可に関する業務
- (2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他会館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第13条 指定管理者が会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日)から起算して3年間とする。

(運営委員会の設置)

第14条 市長は、会館の運営管理に関する事項の諮問機関として、伊賀市勤労者福祉会館運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、労働者を代表する者及び公益を代表する者をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(組織)

第15条 委員会の委員は、15人以内とする。

2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、任期内であっても、第14条第2項に定める委員としての委嘱又は任命を受けるべき要件を欠いたときは、委員の職を失うものとする。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長)

第17条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、市長から要請のあるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるとき、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(庶務)

第19条 委員会の庶務は、産業振興部商工労働課において処理する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、上野市労働会館条例（昭和45年上野市条例

第30号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年9月28日条例第85号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市勤労者福祉会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年12月26日条例第68号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市勤労者福祉会館運営委員会規程(平成16年伊賀市告示第80号)により、委嘱又は任命を受けた委員は、この条例の相当規定により、委嘱又は任命されたものとみなす。

附 則 (平成20年3月26日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月28日条例第35号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月1日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日条例第56号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分 室名	午前	午後	夜	全日
	午前9時～午前 12時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時	午前9時～午後 9時
	円	円	円	円
大ホール	3,900	5,800	5,800	13,300
大ホール（使用人員が24人 以下の場合）	2,400	3,100	3,100	7,200
中ホール	3,400	4,300	4,300	10,300
中ホール（使用人員が24人 以下の場合）	2,400	3,100	3,100	7,200
第1会議室	1,700	2,200	2,200	5,100
第2会議室	1,700	2,200	2,200	5,100

備考 営利事業のために使用する場合は、それぞれの額の倍額とする。